

---

須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業  
入札説明書

---

平成 27 年 5 月 29 日  
須賀川地方保健環境組合



# 目 次

前文

用語の定義

第 1 本件事業の概要 .....	5
1 事業名.....	5
2 建設の対象となる公共施設等の種類 .....	5
3 公共施設等の管理者等 .....	5
4 事業の目的 .....	5
5 事業の概要 .....	5
6 民間事業者が実施する業務の範囲 .....	9
7 組合が実施する業務の範囲 .....	12
8 民間事業者の収入 .....	12
第 2 民間事業者の募集及び選定の概要スケジュール（予定） .....	13
第 3 入札参加者に関する要件 .....	14
1 入札参加者の参加要件 .....	14
2 応募に関する留意事項 .....	16
3 入札に関する手続 .....	17
第 4 提案条件.....	21
1 提案に関する条件 .....	21
2 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	22
3 組合による本件事業の実施状況の監視など .....	23
4 地域住民との共生 .....	24
5 財務報告など .....	24
6 業務改善についての措置 .....	25
7 運営・維持管理業務委託料の減額の措置 .....	26
8 運営・維持管理業務委託料の減額の措置 .....	26
第 5 提案書類の審査 .....	28
1 審査の機関 .....	28
2 落札者の選定方法 .....	28
3 審査結果の公表 .....	29
4 資格申請に係る提出書類 .....	31
5 入札に係る提出書類 .....	31
第 6 契約の概要 .....	32
1 基本協定の締結 .....	32
2 基本契約の締結 .....	32
3 建設工事請負契約の締結 .....	32
4 運営・維持管理業務委託契約の締結 .....	32
5 契約保証金 .....	33

別紙 1	提出書類 .....	34
別紙 2	運営・維持管理業務委託料の支払い等について .....	37
別紙 3	リスク分担表 .....	46



## 前 文

須賀川地方保健環境組合は、須賀川地方新ごみ処理施設の設計、施工を行う建設事業と、長期間にわたり運転、点検・検査、補修及び更新などを行う運営事業とを合わせ、一体的に民間事業者が行う手法（DBO方式）を実施することとした。

なお、本入札説明書において言及される民間事業者による一体的な事業実施とは、本入札により選定される企業及び当該企業が設立する本件事業の遂行のための特別目的会社によって本件事業が一体的に遂行されることを意味し、契約当事者、契約形態及び契約条件の詳細については、本入札説明書において個別に定められるところによる。

本件事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本件事業の公平性及び透明性の確保の観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（PFI 法）に準じ、総合評価一般競争入札により、落札者を決定するものである。

この入札説明書は、本件事業を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出するものとする。

## 用語の定義

No	用 語	定 義
1	受入対象物	組合圏域から排出されたものであり、組合の委託業者、許可業者並びに排出事業者、構成市町村の住民によって本件施設に搬入される物を総称していう。
2	運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
3	運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務について組合と運営事業者が締結する須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業 運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	運営事業者	本件事業において運営・維持管理業務を担当する者で、当該業務の実施を目的として設立された特別目的会社をいう。
5	運営・維持管理業務	本件事業のうち本件施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
6	基本協定書（案）	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業基本協定書（案）」をいう。
7	基本協定	特定事業契約に向けて組合と落札者が締結する須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業 基本協定書に基づく協定をいう。
8	基本契約書（案）	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業基本契約書（案）」をいう。
9	基本契約	本件事業の実施に際して組合と事業者が締結する須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業 基本契約書に基づく契約をいう。
10	協力企業	運営事業者への出資を行わない者で、設計・建設業務又は運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
11	企業グループ	本件事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
12	既存焼却施設	本件施設敷地を含む組合が所有する一帯の中で、本件施設の南側に隣接する須賀川地方衛生センターごみ処理施設のことをいう。
13	組合	須賀川地方保健環境組合をいう。
14	圏域	構成市町村の行政区域をいう。
15	建設工事請負契約	設計・建設業務について組合と建設事業者が締結する須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
16	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
17	建設事業者	本件事業において設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
18	建築物等	本件施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
19	構成員	運営事業者への出資を行う者をいう。
20	構成市町村	組合を構成する須賀川市、鏡石町及び天栄村を総称して又は個別にいう。

21	工場棟	工場棟機能と管理棟機能を併せ持つ本件事業の中心建築物である高効率ごみ発電施設工場棟をいう。
22	最終処分場	本件施設敷地を含む組合が所有する一帯の中で、本件施設の南側に位置する森宿一般廃棄物最終処分場のことをいうが、特記なき場合そのうち浸出水処理施設をいう。
23	し尿汚泥	し尿処理施設から排出される脱水汚泥をいう。
24	し尿処理施設	本件施設敷地を含む組合が所有する一帯の中で、本件施設の東側に隣接する須賀川地方衛生センターし尿処理施設のことをいう。
25	処理困難物	危険物、特定家電製品及びパソコン等、構成市町村では収集しないごみを総称していう。
26	処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
27	処理不適物	焼却処理や破砕・選別処理に適さないもの又は処理することによって設備に不具合が発生する可能性があるものを総称していう。
28	設計・建設業務	本件事業のうち本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
29	提案書類	入札参加者が本件事業の入札に際し、組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
30	特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
31	入札説明書	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業入札説明書」をいう。
32	入札説明書等	入札公告時に組合が公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
33	入札参加希望者	本件事業の入札に参加を希望する単独企業又は企業グループをいう。
34	入札参加者	入札参加希望者のうち、入札参加資格を有すると認められた単独企業又は企業グループをいう。
35	破砕可燃物	不燃ごみ及び粗大ごみの処理残さのうち可燃性のものをいう。
36	破砕不燃物	不燃ごみ及び粗大ごみの処理残さのうち不燃性のものをいう。
37	本件事業	須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業をいう。
38	本件施設	本件事業において設計・建設、運営・維持管理されることが予定されている須賀川地方新ごみ処理施設をいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。
39	民間事業者	組合と特定事業契約を締結した落札者及び運営事業者を総称して又は個別にいう。
40	要求水準書	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業要求水準書」をいう。
41	様式集	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業様式集」をいう。
42	落札者決定基準	入札公告時に組合が公表する「須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業

		落札者決定基準」をいう。
43	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。
44	事業者選定委員会	須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業事業者選定委員会をいう。
45	代表企業	入札参加者の代表を務め、入札手続き等を行う者をいう。
46	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
47	プラント設備	本件施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理又は破砕するために必要なすべての設備(機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むがこれに限らない。)を総称していう。

## 第1 本件事業の概要

### 1 事業名

須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業

### 2 建設の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者等

須賀川地方保健環境組合管理者 橋本 克也

### 4 事業の目的

本件事業は、「周辺環境に配慮した施設」、「経済性に優れた施設」、「安全性、安定性に優れた施設」、「資源循環に優れた施設」「住民に信頼される施設」をコンセプトとした新たなごみ処理施設を建設することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、組合圏域における循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

### 5 事業の概要

建設場所	福島県須賀川市森宿字ビワノ首地内
建設対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>工場棟（工場棟機能と管理棟機能を併せ持つ）</li><li>計量棟</li><li>駐車場</li><li>洗車設備</li><li>構内道路</li><li>植栽</li><li>付属する施設（その他関連する施設や設備）</li></ul>
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"><li>可燃ごみ</li><li>粗大可燃ごみ</li><li>し尿汚泥</li><li>分別可燃</li><li>災害廃棄物（非定期的に発生）</li></ul>
施設規模	95t/日（47.5t/24h×2 炉）
施設概要	処理対象物の焼却処理を行い、適正に処理を行うとともに、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
処理方式	ストーカ方式
供用開始	平成31年4月予定

#### (1) 事業方式

本件事業は、組合所有となる本件施設の設計・建設及び運営・維持管理を民間事業者が一括して請負及び受託する DBO（Design Build Operate）方式にて実施する。

民間事業者は、単独で又は共同企業体を設立して、本件施設に係る設計・建設業務を行う。

構成員は落札者として決定した後、速やかに運営事業者を設立する。運営事業者は運営・維持管理業務期間にわたって本件施設の運営・維持管理業務を行う。

なお、組合は本件施設を35年間にわたって使用する予定であることから、民間事業者は35年間の使用を前提として各業務を実施するとともに、20年間にわたる事業期間の終了後、さらに15年間にわたり本件施設の運営・維持管理業務を継続して実施することに支障のない状態で組合に引き渡すこと。

組合は、本件施設の建設に係る資金調達を行い、本件施設を所有するものとする。

## (2) 事業の期間

### ア 設計・建設業務期間（予定）

建設工事請負契約締結日から平成31年3月31日まで

※ 設計・建設業務期間は、必要に応じて組合、建設事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

### イ 運営・維持管理業務期間（予定）

運営・維持管理業務委託契約締結日から平成51年3月31日まで

#### (ア) 運営・維持管理準備期間（予定）

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

#### (イ) 運営・維持管理期間（予定）

平成31年4月1日から平成51年3月31日までの20年間

※ 運営・維持管理準備期間及び運営・維持管理期間の始期については、設計・建設業務の進捗状況に応じて、組合、建設事業者、運営事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

## (3) 契約の形態

### ア 組合は、落札者と基本協定を締結する。

#### 【基本協定の概要】

締結時期：落札者決定後速やかに

協定当事者：組合と落札者

協定内容：特定事業契約の締結時期、運営事業者の設立、特定事業契約締結に向けた双方の努力義務など

### イ 基本協定に基づいて、組合は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。

#### 【建設工事請負契約の概要】

締結時期：平成28年2月下旬

契約当事者：組合と建設事業者

契約内容：本件施設の設計・建設に係る事項

### ウ 基本協定に基づいて、組合は、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を締結する。

#### 【運営・維持管理業務委託契約の概要】

締結時期：平成28年2月下旬

契約当事者：組合と運営事業者

契約内容：本件施設の運営・維持管理に係る事項

エ 基本協定に基づいて、組合、建設事業者及び運営事業者は、基本契約を締結する。

**【基本契約の概要】**

締結時期：平成 28 年 2 月下旬

契約当事者：組合、建設事業者、運営事業者、落札者の構成企業

契約内容：

- ・組合と建設事業者、運営事業者との協議について（運営・維持管理業務期間始期の協議、トラブルや故障発生時の対応など）
- ・運営事業者の株式の譲渡制限など

**(4) 関係法令などの遵守**

民間事業者は、本件事業を実施するに当たり下記の関係法令などを遵守することとする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

イ 再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

ウ 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）

エ ダイオキシソ類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

オ ごみ処理に係るダイオキシソ類発生防止等ガイドライン（平成 9 年厚生省水道環境部通知衛環 21 号）

カ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

キ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

ク 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

ケ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

コ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

サ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

シ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

ス 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

セ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

ソ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

タ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）

チ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

ツ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

テ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

ト 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

ナ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

ニ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

ヌ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

ネ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

- ノ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ハ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ヒ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- フ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ヘ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ホ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- マ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ミ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ム 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- メ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- モ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ヤ 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- ユ 福島県生活環境の保全等に関する条例
- ヨ 福島県景観条例
- ラ その他本件事業に関連する法令等
- リ ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人全国都組合清掃会議）
- ル 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- レ 系統アクセスルール等東北電力株式会社が定める規定
- ロ 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）  
高調波抑制対策技術指針（平成 7 年 10 月 社団法人日本電気協会）
- ワ 日本工業規格
- ヲ 電気学会電気規格調査会標準規格
- ン 日本電機工業会規格
- ア 日本電線工業会規格
- イ 日本電気技術規格委員会規格
- ウ 日本照明器具工業会規格
- エ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- オ 公共建築設備工事標準図（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- カ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- キ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ク 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ケ 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
- コ 官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）
- サ 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- シ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号）
- ス 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- セ 建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ソ 煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会）
- タ 道路土工 各指針（社団法人日本道路協会）
- チ 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号）
- ツ その他関連規格、基準等

(5) 事業の概要スケジュール（予定）

入札公告	平成 27 年 5 月下旬
落札者の決定	平成 27 年 11 月下旬
基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者の設立	落札者決定後速やかに
特定事業契約締結	平成 28 年 2 月下旬
建設工事着手	特定事業契約締結後
本件施設の供用開始	平成 31 年 4 月 1 日
運営・維持管理業務期間の終了	平成 51 年 3 月 31 日

(6) 運営・維持管理期間終了時の取扱

運営事業者は、組合が事業期間終了後の本件施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、本件施設の運営の継続に関して組合と次に示すように協議に応じる。

- ア 組合は、運営・維持管理期間終了の 36 箇月前から運営・維持管理期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。運営事業者は、組合の検討に協力する。
- イ 運営・維持管理業務の延長が必要となった場合は、組合と運営事業者は、本件事業の延長について協議を開始する。運営・維持管理期間終了日の 24 箇月前までに、組合と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。
- ウ 運営・維持管理業務の延長に係る協議において、組合と運営事業者の合意が、運営・維持管理期間の終了日の 24 箇月前までに成立しない場合は、規定された運営・維持管理期間の終了日をもって、運営事業は終了する。

6 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 設計及び施工業務

- ア 建設事業者は、組合との間で締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本件施設の設計及び施工を行う。
- イ 設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計（造成設計を含む）のほか、土木工事（造成工事含む）及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事等、本件施設の整備に必要なものすべての工事を含む。

- ウ 建設事業者は、本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、施設保全計画の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。中間検査並びに完了検査に必要な申請費用負担は建設事業者の業務範囲とする。
- エ 建設事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等、行政手続に必要な書類の作成等の協力、支援を行う。
- オ 建設事業者は、運営準備期間中において運営事業者に対し、本件施設の運営に係る教育訓練、指導を行うとともに、必要な費用を負担するものとする。

(2) 運転管理業務

運営事業者は、本件施設の各設備を適切に運転し、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入される対象廃棄物を適正に処理するとともに、経済的な運転に努める。

(3) 維持管理業務

運営事業者は、搬入される対象廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本件施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うものとする。

(4) 環境管理業務

運営事業者は、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うものとする。

(5) 有効利用業務

運営事業者は、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等を実施し、資源物等の有効利用業務を行うものとする。

(6) 情報管理業務

具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、要求水準書に示す。

- ア 運転記録報告
- イ 点検・検査報告
- ウ 補修・更新報告
- エ 環境管理報告
- オ 作業環境管理報告
- カ 有効利用報告
- キ 施設情報管理
- ク その他管理記録報告

(7) 防災管理業務

運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な防災管理業務を行うもの

とする。

具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、要求水準書に示す。

- ア 二次災害の防止
- イ 緊急対応マニュアルの作成
- ウ 事業継続計画の策定
- エ 自主防災組織の整備
- オ 防災訓練の実施
- カ 事故報告の作成

(8) 安全衛生管理業務

運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な安全衛生管理業務を行うものとする。

具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、要求水準書に示す。

- ア 安全衛生管理体制の整備
- イ 安全作業マニュアルの作成

(9) 関連業務

運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うものとする。

具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、要求水準書に示す。

- ア 清掃
- イ 植栽管理業務
- ウ 見学者対応
- エ 構成市町村の住民への対応
- オ 協議会の設置

(10) 全体組織計画

運営事業者は、本業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画するものとする。

- ア 運営事業者は、本業務の実施に当り、適切な業務実施体制を整備する。
- イ 運営事業者は、本件事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置する。
- ウ 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした施設規模 95t/日以上発電付き全連続式焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を、運営・維持管理業務開始後 2 年間以上にわたって配置する。
- エ 運営事業者は、第 2 種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置する。
- オ 運営事業者は、第 3 種電気主任技術者の資格を有する者を配置する。なお、当該有資格者については、本件施設における電気事業法上の主任技術者に選任する。
- カ 運営事業者は、本件事業を行うにあたり必要な有資格者を配置する。

## 7 組合が実施する業務の範囲

### (1) 設計、施工に関連する業務

- ア 用地の確保
- イ 業務実施状況のモニタリング
- ウ 建設費の支払
- エ 周辺住民同意の取得等の住民対応
- オ 本件事業に必要な行政手続き
- カ その他これらを実施する上で必要な業務

### (2) 運営に関連する業務

- ア 運営モニタリング業務
- イ 対象廃棄物の搬入業務
- ウ 処分対象廃棄物の処分業務
- エ 構成市町村の住民への対応（組合が行うべきもので、施設見学を含まない。）業務
- オ 運営・維持管理委託料の支払業務

## 8 民間事業者の収入

本件事業における民間事業者の収入は、以下のとおりとする。

### (1) 本件施設の建設費

組合は、本件施設の建設費を、建設事業者を支払う。支払は、基本的に出来形に応じ、年度毎に支払うものとする。

### (2) 運営・維持管理業務委託料

組合は、本件施設の運営に係る運営・維持管理業務委託料を、別紙2のとおり、運営事業者を支払う。

## 第2 民間事業者の募集及び選定の概要スケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。また、民間事業者募集のスケジュールは、次のとおり予定している。

入札公告	平成27年5月29日
入札説明書等の公表	平成27年5月29日
入札説明書等に対する質問の受付期限	平成27年6月12日
入札説明書等に対する質問の回答（その1）	平成27年6月29日
資格審査申請書類の提出期限	平成27年7月10日
入札説明書等に対する質問の回答（その2）	平成27年7月14日
資格審査結果の通知	平成27年7月31日
対面的対話の実施	平成27年8月下旬
提案書類の提出及び入札	平成27年9月30日
基礎審査の実施	平成27年10月下旬
総合評価の実施／開札	平成27年11月下旬
落札者の決定	平成27年11月下旬
基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者（特別目的会社）の設立	落札者決定後速やかに
特定事業契約締結（基本契約等）	平成28年2月下旬

### 第3 入札参加者に関する要件

#### 1 入札参加者の参加要件

入札参加者は、参加資格認定基準日において、以下に示す要件をすべて満たすものとする。参加資格認定基準日は、平成27年7月10日（金）とする。

組合は、入札参加者について資格審査を実施し、合格者に対して提案書類の提出依頼を行う。

##### (1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、単独企業又は企業グループのいずれでも可とする。

イ 入札参加者の構成員は、落札者として決定された場合、運営事業者に出資を行う。なお、代表企業による運営事業者への出資割合は、100分の50を超えるものとする。

ウ 入札参加者は、構成員から代表企業を定めるとともに、代表企業が入札手続を行う。

エ 入札参加者のうち協力企業は、本件施設のプラント設備の設計・建設業務を担当することはできない。

オ 入札参加者は、応札に際して代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本件事業の遂行上果たす役割などを明らかにする。

カ 入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

キ 入札参加者の構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員となることは認めない。

ク 入札参加者、構成員のいずれかと、「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

コ 構成員は、運営事業者のすべての議決権を保有するものとし、代表企業の保有割合は、運営事業者設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

##### (2) 入札参加者の参加資格要件

###### ア 共通の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、以下に示す要件をすべて満たすこととする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 須賀川市の競争入札参加資格者名簿（平成27・28年度）に登録してあること。

(ウ) 須賀川市による指名停止措置を受けていない者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。

- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (カ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ク) 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市町村税を滞納している者でないこと。
- (ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (コ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (サ) 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。
  - ① 事業者選定委員会の委員、または委員が属する企業
  - ② 生活環境影響調査業務受託者 株式会社新環境分析センター
  - ③ アドバイザリー業務委託受託者
    - ・ 株式会社エイト日本技術開発
    - ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所

注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 20 を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。

#### イ 設計・建設業務を行う企業

設計・建設業務を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。設計・建設業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が、以下の要件を満たすこととする。なお、共同企業体についても入札に参加することができる。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有すること。
- (イ) プラント設備の施工を行う企業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けたもののうち、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値が 1,200 点以上であること。
- (ロ) 建築物等の施工を行う企業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けたもののうち、経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において、総合評定値が 1,500 点以上であること。
- (エ) 一般廃棄物処理施設で、過去 10 年間（平成 17 年度以降）において自治体から受注し建設したボイラー・タービン発電設備付き全連続ストーカ炉、施設規模 95t/24h 以上（47.5 t /24h 以上× 2 炉以上の施設要件）における竣工実績があること。

## ウ 運営・維持管理業務を行う企業

運営・維持管理業務を行う企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者に運転人員を派遣する企業）は、以下の要件を満たすこととする。運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務を担う1社が、以下の要件を満たすこととする。

- (ア) 一般廃棄物処理施設で、過去10年間（平成17年度以降）において自治体から受注したボイラー・タービン発電設備付き全連続ストーカ炉、施設規模95t/24h以上（47.5t/24h以上×2炉以上の施設要件）における2年以上の運営・維持管理業務実績があること。

## 2 応募に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 入札手続きに係る費用負担

応募に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

### (3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (5) 著作権

入札参加者から入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、組合は、本件事業の実施に必要な範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

### (6) 提案書類の取扱い

提出された提案書類については、変更することができない。また理由のいかんに関わらず返却しない。

### (7) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札無効に関する事項

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 提案書類に虚偽の記載がある場合
- (イ) 提案書類に不備がある場合
- (ウ) 入札期限までに提出されない場合
- (エ) 参加資格を欠いている場合
- (オ) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われた場合
- (カ) 著しく信義に反する行為をした場合
- (キ) 関係者に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合
- (ク) 入札金額が予定価格を超えた場合
- (ケ) (ア)から(ク)に挙げるもののほか、組合が特に指定した事項に違反した場合

イ 特定事業契約締結までに入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業の一部又は全部が、1(2)アに規定する共通の参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が要件を欠く場合には、本件事業の遂行に支障を来たさないと組合が認めた場合に限り、当該構成員又は協力企業を交代させた上で、入札参加者の参加資格を引続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

(9) 入札の中止、延期など

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(10) 予定価格の公表

本件事業の予定価格は、次のとおりとする。なお、最低制限価格は設定しない。

ア 予定価格 17,769,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

予定価格の内訳額は次のとおりである。

- (ア) 設計・建設業務に係る予定価格  
9,069,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (イ) 運営・維持管理業務に係る予定価格  
8,700,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

### 3 入札に関する手続

(1) 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布を次のとおり行う。

ア 配布日

平成 27 年 5 月 29 日（金）

なお、入札説明書等は、組合のホームページよりダウンロードするものとする。

イ 配布資料

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、様式集

(2) 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等の内容などに関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成 27 年 5 月 29 日 (金) から 6 月 12 日 (金) 午後 5 時まで

イ 質問の方法

様式第 1 号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows 版)とする。

(3) 入札説明書等に対する質問の回答の公表

入札説明書等の内容に関する質問に対して、資格審査に関する項目についての回答は平成 27 年 6 月 29 日 (月) 午後 5 時までに、組合のホームページにおいて公表する予定である。資格審査に関する項目以外についての回答は平成 27 年 7 月 14 日 (火) 午後 5 時までに、組合のホームページにおいて公表する予定である。

なお、電話、口頭での回答など、個別には対応しない。

また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(4) 資格審査申請書類の提出

入札参加者は、資格審査申請書類の提出を次のとおり行う。

ア 提出日

平成 27 年 7 月 10 日 (金)

イ 提出時間

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法

(9)に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提出書類

提出書類については、別紙 1 のとおりとする。

(5) 参加資格の確認

組合は、提出された資格審査申請書類により、本件事業への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。参加資格認定基準日は平成 27 年 7 月 10 日 (金)とする。

参加資格の確認の結果については、平成 27 年 7 月 31 日 (金) 付けで入札参加者(複数の企業からなる場合は代表企業)に対し、書面にて通知する。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることが

できる。

- イ アの説明を求める場合は、その旨を記載した書面を平成27年8月7日（金）（ただし、土曜日、日曜日を除く）までに、(9)に示す提出先に提出する。郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は平成27年8月17日（月）までに書面により行う。

(7) 提案書類の提出及び入札

入札参加者は、次により本件事業に関する提案書類を提出すること。

ア 提出及び入札日時

平成27年9月30日（水） 午後2時

イ 提出及び入札場所

須賀川地方保健環境組合 須賀川地方衛生センター 会議室

ウ 提出方法

(9)に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提案書類

提案書類については、別紙1のとおりとする。

オ 入札金額記載要領

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

入札書は、封筒に入れ厳封し、入札参加者の代表企業名及び資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

カ 提案図書作成要領

提案図書は、提示した様式を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提案図書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

提案図書の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

キ 入札

入札は、代表企業のみが参加する。代理人が参加する場合は、委任状（様式第7号）を提案書類と併せて提出する。委任状の提出のない場合は入札に参加できない。

ク その他

- (ア) 提出された提案書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (イ) 開札は、価格要素審査時に行うものとし、それまでは組合が厳重に保管する。開札の際は入札参加者又はその代理人の立会のうえ行うものとする。
- (ウ) 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入する。入札金額が、組合の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- (エ) 落札者決定基準書に従って非価格要素審査及び価格要素審査を行い、落札者を

決定し、入札参加者（代表企業）に後日通知する。

(オ) 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提出書類の審査を行う。

(8) その他

組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(9) 問い合わせ先、提出先、申込み先

本件事業の入札手続きなどに関する問い合わせ先、提案書類などの提出先などの申込み先は下記のとおりである。

須賀川地方保健環境組合 須賀川地方衛生センター

〒962-0001 須賀川市森宿字ビワノ首 43-1

電話 0248-73-4515 電子メール kumikan@beige.plala.or.jp

## 第4 提案条件

本件事業の実施に係る条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成すること。

### 1 提案に関する条件

#### (1) 施設、設備などの使用

民間事業者は、本件事業を実施する範囲において必要な施設、設備などを無償で使用するができる。

#### (2) 組合が支払う費用の提案

入札参加者は、下記の条件にて、入札価格を提案すること。

##### ア 本件施設の建設費（本件施設の設計、施工の費用）

組合は、本件施設の建設費を、建設業者に支払う。支払いは、基本的に出来形に応じ、年度毎に支払うものとする。入札参加者は、建設期間中の各年度の建設費を提案すること。

##### イ 運営・維持管理業務委託料

運営・維持管理業務委託料について、入札参加者は下記の条件を踏まえ、提案する。入札参加者は、事業期間中における各年度の運営・維持管理業務委託料支払の平準化に極力配慮した提案を行うこと。

(ア) 組合は、運営事業者が実施する本件施設の運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務委託料を、運営期間にわたって運営業者に支払う。支払いは1ヵ月毎に行うものとする。

(イ) 運営・維持管理業務委託料は、固定費と変動費（処理対象物の量などに応じて変動）で構成される。提案にあたっては、要求水準書「第2編 第1章 1.2」に示す事項に基づき提案すること。

##### ウ 余剰電力売却収入

余剰電力の売却による収入額（以下、「余剰電力売却収入額」という。）については、入札参加者が提案し、変動的経費より控除する。

(ア) 入札参加者は余剰電力の売却収入について、「余剰電力売却単価」を提案すること。

(イ) 余剰電力の売却先などについては、入札参加者が提案すること。

(ウ) 提案にあたっては、計画ごみ量に「余剰電力売却単価」を乗じた額を変動的経費から控除すること。

##### エ 金属類売却収入

金属類売却収入額については、入札参加者が提案し、変動的経費より控除する。

(ア) 入札参加者は金属類売却収入について、「売却単価」を提案すること。

(イ) 売却先などについては、入札参加者が提案すること。

(ウ) 提案にあたっては、金属類発生量に「売却単価」を乗じた額を、変動的経費から控除すること。

##### オ 計画ごみ量、ごみ質

要求水準書「第2編 第1章 1.2」に示すごみ量、ごみ質を参照のこと。

#### カ 受付及び計量業務

受付及び計量業務に要する費用については、要求水準書「第2編 第1章 1.2」に示すごみ搬入日に受付を行うものとして算定すること。

組合が運営期間の開始までに決定する受付時間などが上記と異なり、提案した入札金額との相違が発生した場合は、運営・維持管理業務委託料を調整する。

#### (3) 保険

ア 組合は、災害などに備えて、本件施設の災害などによる損害を担保する目的で保険に加入する予定である。

イ 民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者の付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 民間事業者は、第三者賠償保険などの必要な保険を提案し、加入すること。

#### (4) 資金調達

入札参加者が、本件事業の実施に際し必要となる資金などを金融機関などより調達することを想定する場合は、金融機関などより当該の資金調達に係る関心表明書を要求するなどの対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

#### (5) 運営事業者の本社登記

運営事業者の本社登記は、須賀川市内とすること。

ただし、本件施設の所在地（福島県須賀川市森宿字ビワノ首地内）を本店所在地として登記することは認めない。

#### (6) 地元雇用、地元企業の活用

民間事業者は、本件事業の実施に当たっては、地元雇用に配慮する。また、圏域内に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用する。

#### (7) 業務の委託

民間事業者は、本件事業の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、民間事業者があらかじめ書面により、本件事業の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 2 事業の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 民間事業者の行う業務が、民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、民間事業者に対して、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。

ウ ア、イの規定により組合が特定事業契約を解除した場合、民間事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は特定事業契約を解除することができる。

イ アの規定により民間事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び民間事業者は、特定事業契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

### 3 組合による本件事業の実施状況の監視など

組合は、民間事業者が要求水準書、施設設計図書などに基づいた業務の実施状況などについて、モニタリング（監視）を行う。

組合へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成のために必要な各種業務は事業者自らの費用で行うものとするが、組合が直接実施する調査などについては、組合の負担とする。

組合は、以下の内容についてモニタリングを行うが、モニタリングの結果の修正や作業の指示について、事業者は合理的な理由がない限り指示に従うものとする。

(1) 設計、施工段階

組合は、監督職員を定め、設計及び施工業務において建設事業者の提出する図書を承諾する他、以下に示す業務の進捗を監視し、必要に応じて是正の勧告を行うものとする。

ア 承諾申請図書の承諾及び評価

イ 施工計画書の承諾

ウ 施工状況及び工程の確認

エ 施工検査、工場検査の確認

オ 工事の是正処理への勧告

カ 試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認

- キ 試運転時各試験結果の承認
- ク 中間及び竣工検査の実施
- ケ 出来形検査の実施
- コ その他組合が必要と認める事項

## (2) 運営段階

組合は、運営事業者による運営・維持管理業務の状況が、運営・維持管理業務委託契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営・維持管理業務の監視を行う。運営事業者は、組合の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。

- ア ごみ処理状況の確認
- イ ごみ質の確認
- ウ 各種用役の確認
- エ 副生成物の発生量の確認
- オ 売電実績の確認
- カ 金属類売却実績の確認
- キ 保守、点検状況の確認
- ク 安全体制、緊急連絡などの体制の確認
- ケ 安全教育、避難訓練などの実施状況の確認
- コ 事故記録と予防保全の周知状況の確認
- サ 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- シ 初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認
- ス 公害防止条件などの各基準値への適合性の確認
- セ 運転状況、薬品など使用状況の確認
- ソ 事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）

## (3) 事業終了時

組合は、運営・維持管理業務期間終了時に運営事業者から提示された運営計画の実施状況を確認し、運営事業者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、本件施設が適切な状況にあることの確認を行う。

- ア 本件施設の機能状況の確認
- イ 大規模補修を含む本件施設の耐用度の確認
- ウ 事業継続に係る経済性評価の確認

## 4 地域住民との共生

組合は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。その際、事業者は、組合に協力するものとする。

## 5 財務報告など

### (1) 財務報告

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度の財務書類を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から 90 日以内に、監査報告書とともに組合に提出しなければならない。

組合は、必要に応じ、運営事業者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。

## (2) 環境報告書

運営事業者は、各年度終了後 3 ヶ月以内に、運営事業者が環境保全活動を実施した費用対効果を外部に公開する目的から、環境省「環境会計ガイドライン」、同「環境報告ガイドライン」などにに基づき、環境報告書を作成し、組合に提出するとともに、運営事業者のホームページなどを通じて、これを公表するものとする。

## 6 業務改善についての措置

### (1) 是正勧告（第 1 回目）

組合は、「3 組合による本件事業の実施状況の監視など」に定めるモニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

#### ア 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、組合は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

#### イ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について組合と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

### (2) 改善の確認

組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

### (3) 是正勧告（第 2 回目）

上記(2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと組合が判断した場合、組合は、運営事業者に第 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

#### (4) 業務担当企業等の変更

上記(3)の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと組合が判断した場合、組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

#### (5) 契約の解除等

組合は上記(4)の業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

### 7 運営・維持管理業務委託料の減額の措置

組合は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運営・維持管理業務委託料の支払を停止することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を組合から受領した後速やかに当該通知に従い、停止が解消された運営・維持管理業務委託料に係る請求書を組合に提出し、組合は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

### 8 運営・維持管理業務委託料の減額の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

#### (1) 減額の対象

減額の対象は、運営・維持管理業務委託料（固定費用）とする。

#### (2) 減額の決定過程

モニタリングの結果、組合が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

#### (3) 減額の決定

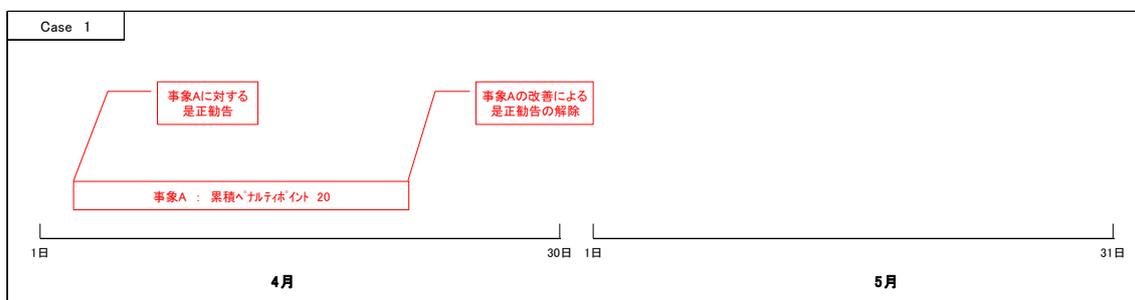
組合は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の固定費用部分のうち、ペナルティポイントがカウントされた日数分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～5	減額なし
6～10	30%の減額
11～15	40%の減額
16以上	50%の減額

#### (4) 委託料の減額の積算例

上記を基に、以下に2つのケースの委託料の減額例を示す。

##### ◇ Case1 ◇



##### ■ 4月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、組合が再度（2回目）の是正勧告を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに20日を要したことから、4月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは20となる。

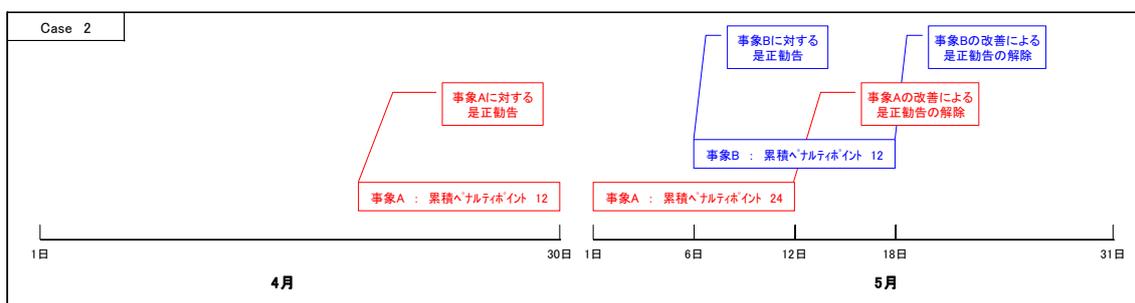
この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため20（「7（3）減額の決定」より減額率50%）となる。これにより、4月分の委託料は以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left( (1-0.5) \times \frac{20}{30} + 1 \times \frac{10}{30} \right)$$

##### ■ 5月分の委託料（固定費用）

通常通りの委託料（固定費用）の支払いとなる。

##### ◇ Case2 ◇



##### ■ 4月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、組合が再度（2回目）の是正勧告を行った日から、4月末日までに12日間経過していることから、4月の事象Aに関する累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため12（「7（3）減額の決定」より減額率40%）となる。これにより、4月分の委託料（固定費用）は以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費用} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left( (1-0.4) \times \frac{12}{30} + 1 \times \frac{18}{30} \right)$$

### ■ 5月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、4月からの累積ペナルティポイントが12あり、5月についても当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに12日を要したことから、5月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは24となる。

また、5月は新たに事象Bについて組合から再度（2回目）の是正勧告が発せられ、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに12日を要した。これにより、5月末日における事象Bの累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、5月の累積ペナルティポイントは、事象A、事象Bによるものを合計した36（「(4)ウ 減額の決定」より減額率50%）となる。また、減額対象期間は、18日間であることから、5月分の委託料（固定費用）は以下ようになる。

$$\text{減額後の5月分の固定費} = \text{減額前の5月分の固定費} \times \left( (1-0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right)$$

## 第5 提案書類の審査

### 1 審査の機関

組合は、技術審査などを公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、次に記す委員構成の事業者選定委員会を設置している。

委員長	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
副委員長	浅里 和茂	日本大学工学部 建築学科 教授
委員	川越 清樹	福島大学 共生システム理工学類 准教授
委員	安藤 和哉	須賀川市建設部長
委員	飛木 孝久	須賀川市生活環境部長

### 2 落札者の選定方法

本件入札における選定方法は以下のとおりである。

#### (1) 第1段階 資格審査

組合は、入札参加者から提出された資格審査申請書類を基に、入札参加者が「参加要件」を満たすことを確認する。

#### (2) 第2段階 基礎審査

ア 組合は、資格審査に合格した入札参加者に、提案書類の提出を求める。

イ 組合は、提案書類に不備がないか確認する。

ウ 組合は、提案書類について、要求水準書などに記載された組合が求める条件を満足していることを確認する。

### (3) 第3段階 総合評価

事業者選定委員会は、技術提案図書について、審査基準に従って採点を行い、価格要素審査結果と併せて総合的に評価を行った上で落札候補者を選定する。組合は、事業者選定委員会による選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

### (4) 落札者決定基準の概要

#### ア 非価格要素審査

施設整備の基本方針に対する本件施設の設計、施工及び運営の方針、施策などについて評価する。施設整備の基本方針及び施設運営の基本方針は、以下に示すとおりである。

#### <施設整備の基本方針>

- (ア) 周辺環境に配慮した施設
- (イ) 経済性に優れた施設
- (ウ) 安全性、安定性に優れた施設
- (エ) 資源循環に優れた施設
- (オ) 住民に信頼される施設

#### <施設運営の基本方針>

- (ア) ごみの適正処理
- (イ) 環境配慮
- (ウ) 安全確保
- (エ) 経済性への配慮

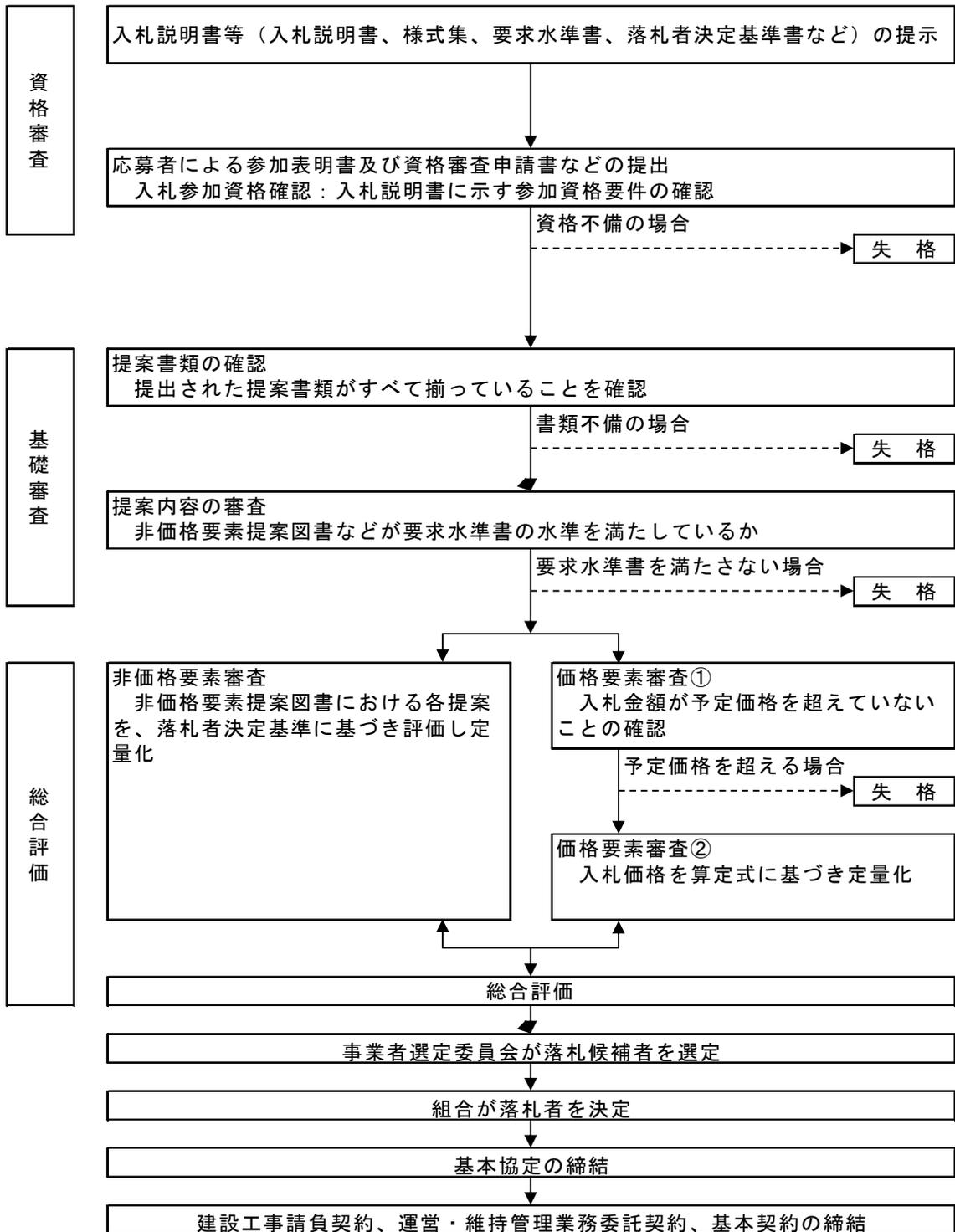
#### イ 価格要素審査

- (ア) 建設費
- (イ) 運営・維持管理業務委託費

## 3 審査結果の公表

組合は、落札者の決定後、落札者名及び審査結果の取りまとめを公表する。

【総合評価に係るフロー】



- 4 資格申請に係る提出書類  
第33(4)参照のこと。
- 5 入札に係る提出書類  
第33(7)参照のこと。

## 第6 契約の概要

本件事業に係る契約などの形態及び契約手続きは次のとおりである。

なお、契約締結後における代表企業、構成員又は協力企業に対する組合の指名停止措置は、契約の制限の対象とはならない。

### 1 基本協定の締結

組合は、民間事業者と基本協定を締結する。

- (1) 締結時期  
民間事業者決定（平成27年11月下旬）後速やかに
- (2) 契約当事者  
組合と落札者
- (3) 契約内容
  - ア 事業契約の締結時期
  - イ 特別目的会社の設立
  - ウ 事業契約締結に関する双方の義務、協力など

### 2 基本契約の締結

基本協定に基づいて、組合、建設事業者及び運営事業者は、基本契約を締結する。

- (1) 締結時期  
平成28年2月下旬
- (2) 契約当事者  
組合、建設事業者、運営事業者、落札者の構成員及び協力企業
- (3) 契約内容
  - ア 建設事業者、運営事業者と組合との協議について（運営・維持管理事業期間始期の協議、トラブル、故障発生時の対応など）
  - イ 運営事業者の賠償についての建設事業者の連帯による保証
  - ウ 運営事業者の株式の譲渡制限など

### 3 建設工事請負契約の締結

基本協定に基づいて、組合は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。

- (1) 締結時期  
平成28年2月下旬
- (2) 契約当事者  
組合と建設事業者
- (3) 契約内容  
本件施設の建設に係る事項

### 4 運営・維持管理業務委託契約の締結

基本協定に基づいて、組合は、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を締結する。

- (1) 締結時期  
平成 28 年 2 月下旬
- (2) 契約当事者  
組合と運営事業者
- (3) 契約内容  
本件施設の運営・維持管理業務に係る事項

## 5 契約保証金

- (1) 建設工事請負契約に係る保証金

契約代金額の 10 分の 1 以上とする。

ただし、建設事業者が、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関などの保証をもって代えることができるものとする。

- (2) 運営・維持管理業務委託契約に係る保証金

運営・維持管理期間の各年度につき、組合が運営・維持管理期間を通じて支払う運営・維持管理業務委託料（予定額）の総額を 20 で除した額の 10 分の 1 以上とする。

ただし、運営事業者が、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関などの保証をもって代えることができるものとする。

## 別紙 1 提出書類

### 1 資格審査申請書類

資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| (1) 参加表明書                | (様式第 2 号) |
| (2) 構成員及び協力企業一覧表         | (様式第 3 号) |
| (3) 予定する建設事業者の構成 (必要により) | (様式第 4 号) |
| (4) 資格審査申請書              | (様式第 5 号) |
| (5) 委任状 (代表企業)           | (様式第 6 号) |
| (6) 委任状 (代理人)            | (様式第 7 号) |
| (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類  | (様式第 8 号) |

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 入札辞退届 | (様式第 9 号) |
|-----------|-----------|

### 3 対面的対話への参加申込書等

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 対面的対話への参加申込書  | (様式第 10-1 号) |
| (2) 対面的対話における確認事項 | (様式第 10-2 号) |

### 4 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類			部数
入札提出書類提出届等			各1部
入札書			1部
提案書	提案 図書	設計・建設及び運営・維持管理業務に 関する提案書	各12部 (正本1部、副本11部)
		事業計画に関する提案書	
	施設計画図書		
	添付資料		
	提案図書概要版		
提案書の電子データ (正本、副本それぞれのデータを含むものとする。)			CD-R で3部

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| (1) 入札提出書類提出届等              |            |
| ア 入札提出書類提出届                 | (様式第 11 号) |
| イ 要求水準に関する誓約書               | (様式第 12 号) |
| (2) 入札書                     |            |
| ア 入札書                       | (様式第 13 号) |
| (3) 設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書 | (様式第 14 号) |

#### (4) 施設計画図書

ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

イ 設計基本数値

##### (ア) 高効率ごみ発電施設関連

###### ① 施設計画基本数値

- ・ 物質収支
- ・ 熱収支
- ・ 用役収支
  - ・ 電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
  - ・ 給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
  - ・ 燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
  - ・ 薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
  - ・ 油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

###### ② 主要施設（機器）設計計算書

- ・ 受入ピット容量、その他主要ピット容量
- ・ クレーン（ごみ、灰）のバケット容量、稼働率（自動、手動運転）
- ・ 投入ホッパ容量
- ・ 処理能力曲線及び算出根拠
- ・ 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
- ・ 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- ・ 廃熱ボイラの能力
- ・ 蒸気復水器の能力
- ・ 発電設備容量
- ・ 減温塔の能力、容量（必要に応じて設ける場合）
- ・ 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量
- ・ 送風機関係の能力
- ・ 主要ポンプの能力
- ・ その他主要機器の容量、能力計算
- ・ 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）

###### ③ 要求水準に対する設計仕様書（様式第12号-1）

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定のこと。】

(ア) 全体配置図【A3 横】

(イ) 動線計画図【A3 横】

(ロ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】

(ハ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 横】

(ニ) 主要機器組立図【A3 横】

(ホ) フローシート【A3 横】

①高効率ごみ発電施設関連

- ・ 対象廃棄物及びその生成物、副産物
- ・ 上水道、再利用水、冷却水、雨水
- ・ 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水、下水道放流量等）
- ・ ボイラ給水、蒸気、復水、純水
- ・ 余熱利用
- ・ 燃料
- ・ 油圧及び圧縮空気
- ・ 脱臭、消臭
- ・ 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- ・ 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- ・ 情報処理システム

(5) 添付資料 (様式第 15 号)

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(6) 提案図書概要版 (様式第 16 号)

(7) 委任状（開札） (様式第 17 号)

## 別紙2 運営・維持管理業務委託料の支払い等について

### I. 運営・維持管理業務委託料の構成と算出方法

#### 1. 運営・維持管理業務委託料の構成

組合は、運営事業者が実施する運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務委託料を、運営・維持管理期間にわたって、毎月、運営事業者を支払う。

運営・維持管理業務委託料は、固定費（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の金額と変動費の金額を合計した金額とする。

運営・維持管理業務委託料 = 固定費（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii） + 変動費

#### (1) 固定費

処理対象物の処理量に関わりなく支払われる固定的な費用

#### (2) 変動費

処理対象物の処理量に応じて支払われる変動的な費用から、民間事業者が提案した余剰電力売却収入及び金属類売却収入を控除した額

固定費	固定費 i	人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（常勤、非常勤）</li> <li>・事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等）</li> <li>・負担金等（負担金、公課費及び税金等）</li> <li>・保険等</li> <li>・利益等</li> </ul>
	固定費 ii	運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気基本料</li> <li>・油脂類費</li> <li>・測定・分析費（排ガスばい煙濃度、ダイオキシン類など）</li> <li>・建築設備保守費・清掃、環境整備費等</li> </ul>
	固定費 iii	補修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期整備費、施設修繕費、整備部品費、原材料費等</li> </ul>
変動費	変動的な費用	ごみ処理量等によって変動が生じる用役費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用料、燃料費、薬品費、その他費用</li> </ul>
	【減算項目】 余剰電力売却収入及び金属類売却収入	ごみ処理量等によって変動が生じる余剰電力の売却収入及び金属類の売却収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余剰電力及び金属類（鉄類、アルミ類及びその他金属類）の売却による収入</li> </ul>

#### (3) 変動費の定義式

$$\begin{aligned}
 \text{変動費} &= \text{変動的な費用} - \text{余剰電力等売却収入} \\
 &= \text{処理単価}(\text{円/t})^{*1} \times \text{処理量}(\text{t}) \\
 &\quad - \text{余剰電力売却単価}(\text{円/kWh})^{*2} \times \text{売却相当電力量}(\text{kWh}) \\
 &\quad - \text{金属類売却単価}(\text{円/t})^{*3} \times \text{売却相当量}(\text{t})
 \end{aligned}$$

#### (4) 変動費単価

変動費単価（処理単価及び売却単価）は、以下の単価項目で構成される。

項 目		単 価（税抜 <sup>注</sup> ）
処理 単価	可燃ごみ等（可燃ごみ、粗大可燃ごみ、し尿汚泥及び 分別可燃、他）処理単価 <sup>※1</sup>	円/t
売却 単価	余剰電力売却単価 <sup>※2</sup>	円/kWh
	鉄類売却単価 <sup>※3</sup>	円/t
	アルミ類売却単価 <sup>※3</sup>	円/t
	その他金属類売却単価 <sup>※3</sup>	円/t

注）税抜：消費税及び地方消費税を含まない（以下同じ）

（5）変動費にかかる留意点

- ア 余剰電力等売却収入は運営事業者に帰属するが、これに相当する額は、変動的な費用から控除する。
- イ 金属類売却収入は全て運営事業者に帰属するが、これに相当する額は、変動的な費用から控除する。
- ウ 各年度最終月の運営・維持管理業務委託料の支払において、各年度の開始に先立ち組合が示した年度計画処理量（以下、「計画処理量」という。）及び計画処理量に基づき運営事業者が示した年度計画売却相当（電力）量（以下、「計画売却相当（電力）量」という。）並びに年度計画売却相当（金属）量（以下、「計画売却相当（金属）量」という。）と、各年度における実際の処理量（以下、「実績処理量」という。）及び実際の売却相当（電力）量（以下、「実績売却相当（電力）量」という。）並びに実際の売却相当（金属）量（以下、「実績売却相当（金属）量」という。）との差を調整する。
- エ 実績処理量が計画処理量を上回った場合、組合は、超過した量に処理単価を乗じた額を最終月の運営・維持管理業務委託料に加算する。また、実績処理量が計画処理量を下回った場合、組合は、下回った量に処理単価を乗じた額を、最終月の運営・維持管理業務委託料から控除する。
- オ 実績売却相当（電力）量が計画売却相当（電力）量を上回った場合、組合は、超過した量に売却単価を乗じた額を、最終月の運営・維持管理業務委託料から控除する。また、実績売却相当（電力）量が計画売却相当（電力）量を下回った場合、組合は、下回った量に売却単価を乗じた額を、最終月の運営・維持管理業務委託料に加算する。
- カ 実績売却相当（金属）量が計画売却相当（金属）量を上回った場合、組合は、超過した量に売却単価を乗じた額を、最終月の運営・維持管理業務委託料から控除する。また、実績売却相当（金属）量が計画売却相当（金属）量を下回った場合、組合は、下回った量に売却単価を乗じた額を、最終月の運営・維持管理業務委託料に加算する。

## 2. 運営・維持管理業務委託料の算出方法

組合が毎月支払う運営・維持管理業務委託料は、以下に示す方法により算出した税抜額に、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を加算した金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{運営・維持管理業務委託料(円/月)} \\ & = \{ \text{固定費月額} + \text{変動費月額} \} + \text{消費税等} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

### (1) 固定費

ア 各年度の4月から翌年2月までの各月においては、民間事業者が提案した各年度の固定費（物価変動などによる増減額を加算した額、以下、「年度支払予定固定費」という。）を12で除して生じる1,000円未満の端数を切捨てた額とする。

$$\begin{aligned} & \text{固定費月額(円/月) (4月～翌年2月分)} \\ & = \text{年度支払予定固定費(円)} \div 12 \quad (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{年度支払予定固定費(円)} \\ & = \text{固定費 i (円)} + \text{固定費 ii (円)} + \text{固定費 iii (円)} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

イ 各年度の最終月においては、年度支払予定固定費から前月までに既に支払った固定費(税抜)を控除した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{固定費月額(円/月) (3月分)} \\ & = \text{年度支払予定固定費(円)} - \{ \text{固定費月額(4月～翌年2月)} \times 11 \} \\ & \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

### (2) 変動費

ア 各年度の4月から翌年2月までの各月においては、計画処理量・計画売却相当（電力量、並びに民間事業者が提案した「変動費単価(物価変動などによる増減額を加算した単価)」に基づき、次式により算出される各年度の変動費（1円未満の端数を切捨てた額、以下、「年度支払予定変動費」という。）を12で除して生じる1,000円未満の端数を切捨てた額とする。

$$\begin{aligned} & \text{変動費月額(円/月) (4月～翌年2月分)} \\ & = \text{年度支払予定変動費(円)} \div 12 \quad (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{年度支払予定変動費(円)} \\ & = \Sigma \{ \text{処理単価(円/t)}^{*1} \times \text{計画処理量(t)} \\ & \quad - \text{余剰電力売却単価(円/kWh)}^{*2} \times \text{計画売却相当電力量(kWh)} \\ & \quad - \text{金属類売却単価(円/t)}^{*3} \times \text{計画売却相当量(t)} \} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

イ 各年度の最終月は、実績処理量・実績売却相当（電力）量に基づき、次式により

算出し1円未満の端数を切捨てた額（以下、「年度実績変動費」という。）から、前月までに既に支払った変動費(税抜)を控除した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{変動費月額(円/月) (3月分)} \\ & = \text{年度実績変動費(円)} \\ & - \{ \text{変動費月額(4月～翌年2月)} \times 11 \} \quad (1 \text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{年度実績変動費(円)} \\ & = \Sigma \{ \text{処理単価(円/t)}^{*1} \times \text{実績処理量(t)} \\ & - \text{余剰電力売却単価(円/kWh)}^{*2} \times \text{実績売却相当電力量(kWh)} \\ & - \text{金属類売却単価(円/t)}^{*3} \times \text{実績売却相当量(t)} \} \quad (1 \text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

## Ⅱ. 運営・維持管理業務委託料の支払い方法

1. 組合は、本件施設に搬入される処理対象物の量に基づき、毎月末日締めで運営・維持管理業務委託料（固定費及び変動費）を「Ⅰ. 運営・維持管理業務委託料の構成と算出方法」に記載の方法により算定し、運営事業者へ通知する。なお、組合は固定費の減額がある場合には、その旨を運営事業者へ通知する。
2. 組合の通知に対して運営事業者が異議がないときには、運営事業者は、運営・維持管理業務委託料の請求書及び月次の報告書を組合に提出する。
3. 組合は、請求書を受領後 30 日以内に、当該金額の運営・維持管理業務委託料を運営事業者の銀行口座に入金する。
4. 1 の通知に対して運営事業者より異議の申出がなされた場合には、運営・維持管理業務委託料の金額について、組合と運営事業者で協議を行い、精算などを行う。運営事業者が、組合から 1 の通知を受領した後 10 日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。
5. 運営・維持管理業務委託料は、運営事業期間の開始日が属する月よりその支払を開始する。
6. 運営・維持管理業務委託料の固定費は、支払対象期間が 1 ヶ月に満たない場合は、日割計算にて支払う。
7. 運営事業者は、組合が運営・維持管理業務委託料を支払ったことによって、当該支払いより前に運営事業者が行った業務の実施に起因する不備などの責任を免れたとみなしてはならない。

### Ⅲ. 運営・維持管理業務委託料の見直し方法

#### 1. 見直し方法

組合と運営事業者は、物価変動があった場合、運営・維持管理業務委託料の改定に係る協議を行うことができる。物価変動を計る指標として、対象費用ごとに以下の改定指数を用いる。

対象費用		改定指数
固定費 i	人件費	「毎月勤労統計調査(全国調査)/現金給与総額指数/就業形態計/調査産業計/事業所規模 30 人以上」平成 22 年基準 (厚生労働省)
	その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」 2010 年基準 (日本銀行調査統計局)
固定費 ii	電気基本料金	「高圧電力 基本料金/標準電圧 6,000V」 平成 26 年 4 月 1 日以降適用 (東北電力株式会社)
	油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数/総平均」 2010 年基準 (日本銀行調査統計局)
	その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」 2010 年基準 (日本銀行調査統計局)
固定費 iii	補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/(小類別)機械修理」 2010 年基準 (日本銀行調査統計局)
変動費	処理単価	「消費税を除く国内企業物価指数/総平均」 2010 年基準 (日本銀行調査統計局)
	余剰電力及び金属類売却単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」 2010 年基準 (日本銀行調査統計局)

各対象費用の改定において、固定費は総額、変動費は単価の見直しを行う。

なお、以下 2 及び 3 に具体的な見直し方法を示すが、記載の金額には、特記する場合を除き消費税及び地方消費税を含まない。

## 2. 固定費の見直し方法

### (1) 運営・維持管理期間開始時の取扱い

本件契約締結時と運営・維持管理期間開始時の物価変動が、±1.5 ポイントを超える場合には、組合と運営事業者により当該超過固定費（以下、単に「当該固定費」という。）の改定に係る協議を行うことができる。

この場合、本件契約締結時については、改定指数の平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの平均値、運営・維持管理期間開始時については、改定指数の平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までの平均値を比較する。

協議の結果、当該固定費の改定が妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を運営・維持管理期間開始初年度（平成 31 年度）の当該固定費に反映させる。

平成31年度の当該固定費＝同左年度の改定前の当該固定費<sub>注</sub> ×  $I_{30}/I_{27}$  （1円未満切捨て）

$I_{27}$ ：(契約締結時点)平成26年9月から平成27年8月までの当該改定指数の平均値（小数点以下第3位四捨五入）

$I_{30}$ ：(運営期間開始時点)平成29年9月から平成30年8月までの当該改定指数の平均値（同上）

$I_{30}/I_{27}$ ：契約締結時と運営期間開始時との差（小数点以下第5位四捨五入）

注「I. 運営・維持管理業務委託の構成と算出方法」に基づき算出される平成31年度の当該固定費（総額）を差す。

### (2) 運営期間開始後 1 回目の改定

上記（1）の改定が行われた場合は運営・維持管理期間開始時、そうでない場合は本件契約締結時の当該固定費の改定指数の平均値を基準値とし、当該年度における改定指数（前年 9 月から当年 8 月までの平均値。速報値・確報値を問わず、10 月 20 日時点での最新値。）と基準値との差が±1.5 ポイントを超える場合には、組合と運営事業者により当該固定費の改定に係る協議を行うことができる。

その結果、当該固定費の改定が妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を翌年度以降の当該固定費に反映させる。

a+1年度の当該固定費＝a+1年度の改定前の当該固定費<sub>注</sub> ×  $I_a/I_x$  （1円未満切捨て）

$I_x$ ：(基準値) 契約締結時点または運営期間開始時点の当該改定指数の平均値（小数点以下第3位四捨五入）

$I_a$ ：(当該年度改定指数) a-1年9月からa年8月までの当該改定指数の平均値（同上）

$I_a/I_x$ ：当該年度改定指数と基準値との差（小数点以下第5位四捨五入）

注「I. 運営・維持管理業務委託の構成と算出方法」及び(1)に基づき算出されるa+1年度の当該固定費（総額）を差す。

### (3) 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際(a+1年度)に基準値との比較に用いた当該固定費の改定指数の平均値( $I_a$ )を新たな基準値とし、その後の年度における改定指数と基準値との差が±1.5ポイントを超える場合には、組合と運営事業者により当該固定費の改定に係る協議を行うことができる。

その結果、当該固定費の改定が妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を翌年度以降の当該固定費に反映させる。

$$b+1 \text{ 年度の当該固定費} = b+1 \text{ 年度の改定前の当該固定費}_{\text{注}} \times I_b / I_a \quad (1 \text{ 円未満切捨て})$$

$I_a$ : (基準値) a-1年9月からa年8月までの当該改定指数の平均値 (小数点以下第3位四捨五入)

$I_b$ : (当該年度改定指数) b-1年9月からb年8月までの当該改定指数の平均値 (同上)

$I_b / I_a$ : 当該年度改定指数と基準値との差 (小数点以下第5位四捨五入)

注「I. 運営・維持管理業務委託の構成と算出方法」及び(2)並びに上記に基づき算出されるb+1年度の当該固定費(直近の物価変動反映後の総額)を差す。

## 3. 変動費(処理単価)の見直し方法

### (1) 運営期間開始時の取扱い

本件契約締結時と運営・維持管理期間開始時の物価変動が、±1.5ポイントを超える場合には、組合と運営事業者により変動費(処理単価)(以下、単に「処理単価」という。)の改定に係る協議を行うことができる。

この場合、本件契約締結時については、改定指数の平成26年9月から平成27年8月までの平均値、運営・維持管理期間開始時については、改定指数の平成29年9月から平成30年8月までの平均値を比較する。

協議の結果、処理単価の改定が妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を運営開始初年度(平成31年度)の処理単価に反映させる。

$$\text{平成31年度の処理単価} = \text{同年度の改定前の処理単価}_{\text{注}} \times I_{30} / I_{27} \quad (小数点以下第2位未満切捨て)$$

$I_{27}$ : (契約締結時点)平成26年9月から平成27年8月までの両改定指数の平均値(小数点以下第3位四捨五入)

$I_{30}$ : (運営期間開始時点)平成29年9月から平成30年8月までの両改定指数の平均値(同上)

$I_{30} / I_{27}$ : 契約締結時と運営期間開始時との差(小数点以下第5位四捨五入)

注「I. 運営・維持管理業務委託の構成と算出方法」に基づき算出される平成31年度の処理単価を差す。

### (2) 運営期間開始後1回目の改定

上記(1)の改定が行われた場合は運営・維持管理期間開始時、そうでない場合は本件契約締結時の改定指数の平均値を基準値とし、当該年度における両改定指数(前年9月から当年8月までの平均値。速報値・確報値を問わず、10月20日時点での最新値。)と基準値との差が±1.5ポイントを超える場合には、組合と運営事業者により処理単価の改定に係る協議を行うことができる。

その結果、処理単価の改定が妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を翌年度以降の処理単価に反映させる。

$a+1$  年度の処理単価 =  $a+1$  年度の改定前の処理単価<sub>注</sub>)  $\times I_a / I_x$  (小数点以下第2位未満切捨て)

$I_x$ : (基準値) 契約締結時または運営期間開始時点の再改定指数の平均値 (小数点以下第3位四捨五入)

$I_a$ : (当該年度改定指数)  $a-1$ 年9月から $a$ 年8月までの再改定指数の平均値 (同上)

$I_a / I_x$ : 当該年度改定指数と基準値との差 (小数点以下第5位四捨五入)

注) 「I. 運営・維持管理業務委託料の構成と算出方法」及び(1)に基づき算出される $a+1$ 年度の処理単価を差す。

### (3) 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際( $a+1$ 年度)に基準値との比較に用いた改定指数の平均値( $I_a$ )を新たな基準値とし、その後の年度における改定指数と基準値との差が $\pm 1.5$ ポイントを超える場合には、組合と運営事業者により処理単価の改定に係る協議を行うことができる。

その結果、処理単価の改定が妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を翌年度以降の処理単価に反映させる。

$b+1$  年度の処理単価 =  $b+1$  年度の改定前の処理単価<sub>注</sub>)  $\times I_b / I_a$  (小数点以下第2位未満切捨て)

$I_a$ : (基準値)  $a-1$ 年9月から $a$ 年8月までの再改定指数の平均値 (小数点以下第3位四捨五入)

$I_b$ : (当該年度改定指数)  $b-1$ 年9月から $b$ 年8月までの再改定指数の平均値 (同上)

$I_b / I_a$ : 当該年度改定指数と基準値との差 (小数点以下第5位四捨五入)

注) 「I. 運営・維持管理業務委託料の構成と算出方法」及び(2)並びに上記に基づき算出される $b+1$ 年度の処理単価(直近の物価変動反映後の単価)を差す。

## 4. 見直し時期

毎年10月に翌年4月から始まる翌年度の対象費用の見直しに係る協議を行う。

### (1) 運営期間開始時の見直し

ア 組合の予算編成の時期を勘案し、協議を行う期間は平成30年10月末日までとし、期日までに協議が調わない場合は、改定を行わない。

イ 見直しを行う場合、その対象は固定費そのものと、変動費単価とする。

ウ 見直しによる対象費用(固定費+変動費)の改定は、翌事業年度分から適用する。

### (2) 運営期間中での見直し

ア 協議を行う期間は毎年10月末日までとする。

イ 10月末日までに協議が調わない場合は、改定を行わない。

ウ 見直しを行う対象及び改定の適用時期については、上記(1)と同一とする。

## 5. 例外的な見直し方法の採用

(1) 対象費用のうち、「1 見直し方法」による見直しが適当でないと組合が認めた費目については、組合と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

### 別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等 <sup>注1</sup>	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 <sup>注1</sup>	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>		○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 <sup>注3</sup>	○	△	
汚染土壌・埋設廃棄物対策リスク	事業者が実施した業務内容の不備(例えば、設計ミス、施工不良及び維持管理上の不備)が明らかであり、当該不備に起因して地下水汚染等周辺環境への汚染が拡大した場合 <sup>注4</sup>		○	
	上記以外の要因により、地下水汚染等周辺環境への汚染が拡大した場合	○		
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
建設段階	工費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、工事未完による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、工事未完による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 <sup>注5</sup>	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 <sup>注6</sup>	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4) 事業者は、自らが実施した業務内容に不備があるか否かについての見解を組合に対して書面により明らかにする必要がある。ただし、帰責事由に係る最終的な決定は、当該資料をもとに、組合及び事業者の協議により決定する。

注5) 受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注6) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）を参照すること。